

情報ひろば 11月

福祉

高齢社会課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

問 駅南庁舎高齢社会課
☎0857-20-3453

各総合支所市民福祉課(14ページ)

【家族介護用品購入費の助成】
おむつ代などの購入費の一部を助成

対▽対象要件：要介護認定4または5と認定された人を介護している家族が同居し、かつ、要介護者と同居の家族が市民税非課税世帯であること(施設入所入院中は対象外)▽対象商品：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート、消臭剤 額▽助成額：年間1人あたり7万5000円まで▽助成方法：年度を3期に分け、1期あたり2万5000円のクーポン券を交付(第3期：12月1日～3月31日) ※今年度初めて利用される場合には事前申請が必要です。

※期ごとに対象者の確認を行い、その

期間分のクーポン券を交付します。
【寝具丸洗い乾燥サービス12月実施分】
対 在宅で生活をしている65歳以上の高齢者で次のどちらかに該当する人
①要介護1～3の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人 ②要介護4、5の人
料 掛布団：2000円、敷布団：2000円、羽根布団：3000円、毛布：1000円 ※枚数に制限があります。
問 11月20日(木)までに申請書を提出

鳥取ファミリーサポートセンター(生活援助型)の協力会員募集

簡単な家事・介護の援助(食事の準備・後片付け、掃除、病院への付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの) 対 高齢者世帯や介護の必要な高齢者と生活している人を援助していただける人 ※登録料および会費無料

時間帯	報酬(時間あたり)
平日 7:00～20:00	6000円
平日 20:00～7:00	8000円
土日・祝祭日 終日	8000円

問 鳥取ファミリーサポートセンター(さざんか会館1階)
☎0857-22-7474

☎0857-39-2762

各町総合福祉センター

国府町 ☎0857-22-1880
福部町 ☎0857-75-2337
河原町 ☎0858-76-3125
用瀬町 ☎0858-87-2302

第33回鳥取市公民館まつり

62の市立地区公民館における生涯学習活動の成果を発表する作品展覧会および芸能発表会 所 鳥取市文化センター(吉方温泉三丁目) 時▽作品展覧会：11月15・16日(土・日)9:00～17:00▽芸能発表会：11月15日(土)13:00～16:00▽物産即売コーナー：11月15日(土)11:00～つき餅配布：11月15日(土)11:00～※物産コーナー・つき餅は、数量に限りがありますのでご了承ください。※公共交通機関を利用しての来場をお願いします。
問 本庁舎協働推進課

精神保健講演会

☎0857-20-3172
時①11月19日(水) ②12月2日(火) 13:30～15:30(受付 13:00～)
容①「ひきこもりの理解とそのかわり」講師：原田豊さん(鳥取県立精神保健福祉センター所長) ②「高次脳機能障害とは」講師：渡辺高志さん(鳥取大学脳神経外科教授) ※両日、相談コーナー、こころの健康パネル展示を実施 所 さざんか会館5階 大会議室(富安二丁目) 料 無料
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎0857-20-3474
問 中央保健センター

中四国精神保健福祉士大会鳥取大会

☎0857-20-3194
時 11月22日(土) 14:00～15:30
所 とりぎん文化会館(尚徳町)
容 基調講演：「おカネの世界」からのちの世界「こころの世界」へ▽講師：菅野典雄さん(福島県飯館村村長) 料 無料
問 駅南庁舎障がい福祉課
☎0857-20-3474

人権と福祉のまちづくり講座

時 11月15日(土) 13:00～15:00
所 鳥取市人権交流プラザ(幸町)
容▽講演：「よい人間関係を創るこ

認知症の人と家族の集い

毎月第2金曜日開催
時 11月14日(金) 10:00～12:00 所 さざんか会館(富安二丁目) 容 本人や家族が認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をして、不安を解消する場 料 無料 ※事前申込み不要
問 鳥取中央地域包括支援センター
☎0857-20-3456

11月は児童虐待防止推進月間です

「虐待を発見したら...」
すべに次のいずれかに通告・相談してください。間違っても責められることはありません。通告・相談者のプライバシーも守られます。
《児童虐待通告・相談窓口》
▼鳥取市子ども発達・家庭支援センター
時 月～金曜日(年末年始・祝日は休み) 8:30～17:15
☎0857-20-0122
※右記の日時以外は、☎0857-22-

お知らせ

8111にお願ひします。
▼鳥取県中央児童相談所
時 月～金曜日(年末年始・祝日は休み) 8:30～17:15
☎0857-23-6080
※緊急の場合、児童相談所で24時間受け付けします。
▼鳥取警察署
☎0857-32-0110
▼子どもの虐待防止ネットワーク鳥取
☎0857-21-4111
問 ことば発達・家庭支援センター(さざんか会館3階)
☎0857-20-0122

平成26年度鳥取市国民保護訓練の実施

時 11月23日(日祝) 9:00～12:00
所 鹿野地区(鹿野小学校)
容 国籍不明の武装グループが鹿野地区に潜入し、住民に危害が及ぶおそれが生じた事態を想定した周辺住民への警報・避難指示の伝達、避難誘導および救急医療活動などの訓練 ※当日は、会場周辺を防災ヘリコプターや多数の緊急車両などが出勤し交通規制や混雑など、ご迷惑をおかけします。また防災行政無線の訓練放送にもご理解をお願いします。
問 本庁舎危機管理課
☎0857-20-3127

鳥取かにフェスタ2014

時 11月15日(土) 9:00～14:00 所 鳥取港西浜地区(マリンピア賢露) 容 松葉がに大即売会、飲食コーナー、かに汁無料配布(限定1200食)、無料ちくわまき(限定1000本)、ステーションイベントなど
問 鳥取かにフェスタ実行委員会(鳥取県漁業協同組合内)
☎0857-28-0111

農業所得の申告準備

市税豆知識

農業所得は、実際の収入から経費を差し引く『収支計算』で申告しなければなりません。

収入	米、野菜などの販売代金・家事消費分など
経費	種苗費、肥料代、農薬代、修繕費、燃料代、機械の購入代など

農家のみなさんは、日頃から農業に関するすべての領収書、営農通帳などを整理して保存し、申告に備えましょう。

問 市役所駅南庁舎市民税課 ☎0857-20-3417

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から、農業・営業・不動産所得および山林所得を有するすべての人は、記帳や帳簿などの保存が必要となりました。詳しくは鳥取税務署へお問い合わせください。

問 鳥取税務署 ☎0857-22-2141

11月11日(火)～17日(月)は「税を考える週間」です。

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です



厚生労働省では「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

「ねんきんネット」では、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンでの試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、鳥取年金事務所にお問い合わせください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

控除の対象となるのは、平成26年1月～12月中に納めた保険料全額です。(過去の年度分や追納・後納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

●毎年11月初旬に送付

証明内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

●2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に本年初めて保険料を納付される人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

問 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311